

6 成果品

- (1) 事業報告書（紙媒体1部、電子データ1式）
- (2) その他、甲が指示するもの一式

7 提出書類

乙は、委託契約書に定めるものの外、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務着手届（様式第1）
 - ・統括責任者通知書（様式第2）
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務完了届（様式第3）
 - ・実績報告書
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

8 留意事項

- (1) 本事業により制作した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。また、肖像権ほか出演者の権利に基づく費用の発生は一回限りとする。
- (2) 提案にあたっては、上記4の事業の目的及び5の業務内容を踏まえ、委託上限額の範囲内で自由に企画し提案を行うこと。

9 業務の進め方

- (1) 乙は業務着手に先立ち、本県担当者と協議・調整の上、業務工程表を提出すること。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、乙は甲と協議しながら作業を進めること。
- (3) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、甲に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (5) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (6) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (7) 疑義に関する協議等
本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令及び福島県財務規則によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度甲と協議するものとする。

福島県デスティネーションキャンペーン実行委員会
会長 内堀雅雄

受託者 住所
名称
代表者

委託業務着手届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
ふくしまDC首都圏主要駅PR事業
- 2 委託料の額
金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託の期間
着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略した場合は余白に必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課
（役職・氏名）： □□ □□
担当者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課
（役職・氏名）： ×× ××
（連絡先）：

福島県デスティネーションキャンペーン実行委員会
会長 内堀雅雄

受託者 住所
名称
代表者

統括責任者通知書

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、統括責任者を届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
ふくしまDC首都圏主要駅PR事業
- 2 委託の期間
着手：令和 年 月 日
履行期限：令和 年 月 日
- 3 統括責任者氏名

-----（以下、押印省略した場合は余白に必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課
（役職・氏名）： □□ □□
担 当 者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課
（役職・氏名）： ×× ××
（連絡先）：

福島県destinationキャンペーン実行委員会
会長 内堀雅雄

受託者 住所
名称
代表者

委託業務完了届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、届け出
ます。

記

1 委託業務の名称

ふくしまDC首都圏主要駅PR事業

2 委託料の額

金 円

(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託の期間

着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略した場合は余白に必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課

（役職・氏名）： □□ □□

担当者（団体名・部署名）：○○ △△部□□課

（役職・氏名）： ×× ××

（連絡先）：